

現行の組合員証等は令和7年12月2日から使用できません!

令和6年12月2日からマイナ保険証（保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする制度に移行したことにより、現行の組合員証等の新規発行は終了となりました。発行済みの組合員証等は、令和7年12月2日より一切の使用ができなくなるため、ご注意ください。

発行済みの組合員証等の取り扱い

一切の使用ができなくなる**令和7年12月2日以降、組合員証等の返却は必要ありません。**

旧組合員証等の回収作業は行わないこととしているため、**各自で破棄**をお願いいたします。なお、令和7年12月1日までは現行と同様の取り扱いのため、資格喪失や改姓等により組合員証等の返却事由が発生した場合は、共済組合までご返却ください。

令和7年12月2日までにマイナ保険証をお持ちでない方について

令和6年12月1日以前から加入している組合員等のうち、マイナ保険証の登録がお済みでない方については、共済組合から**資格確認書を一斉交付**します。

★組合員等からの**申請は必要ありません。**

★**令和7年11月末までに所属所宛てに送付**する予定となっております。

受診の際はマイナ保険証を

マイナ保険証を使用することで様々なメリットがあります。

- ★過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる。
- ★突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる。
- ★救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される。
- ★マイナポータルで確定申告時に、医療費控除が簡単にできる。

など

「限度額適用認定証」の申請がなくとも、
高額医療の限度額を超える支払いが免除されるよ♪

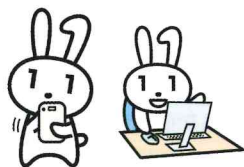


マイナンバーカードの申請方法や、利用方法等については、公立学校共済組合ホームページ「マイナンバーカードコーナー」をご確認ください!

マイナンバーカードコーナーはこちらから

<https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合 🔍 検索



URL又は二次元コードで検索

マイナンバーカードコーナー



【重要】マイナ保険証コーナー

令和6年12月2日より、医療機関等で診療を受けるときは、マイナ保険証を利用することが基本となりました。ここではマイナ保険証に関する重要なお知らせについてご案内しています。



参考
情報

マイナンバーカードに関する
参考情報をご案内していま
す。

マイナンバーカードや
マイナ保険証については
こちらのページを確認!